

狭山市行財政改革推進委員会 について

狭山市行財政改革推進委員会について

1 設置目的と所掌事務

狭山市行財政改革推進委員会条例（昭和60年条例第9号）第1条・第2条

【目的】

社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、狭山市行財政改革推進委員会を置く。

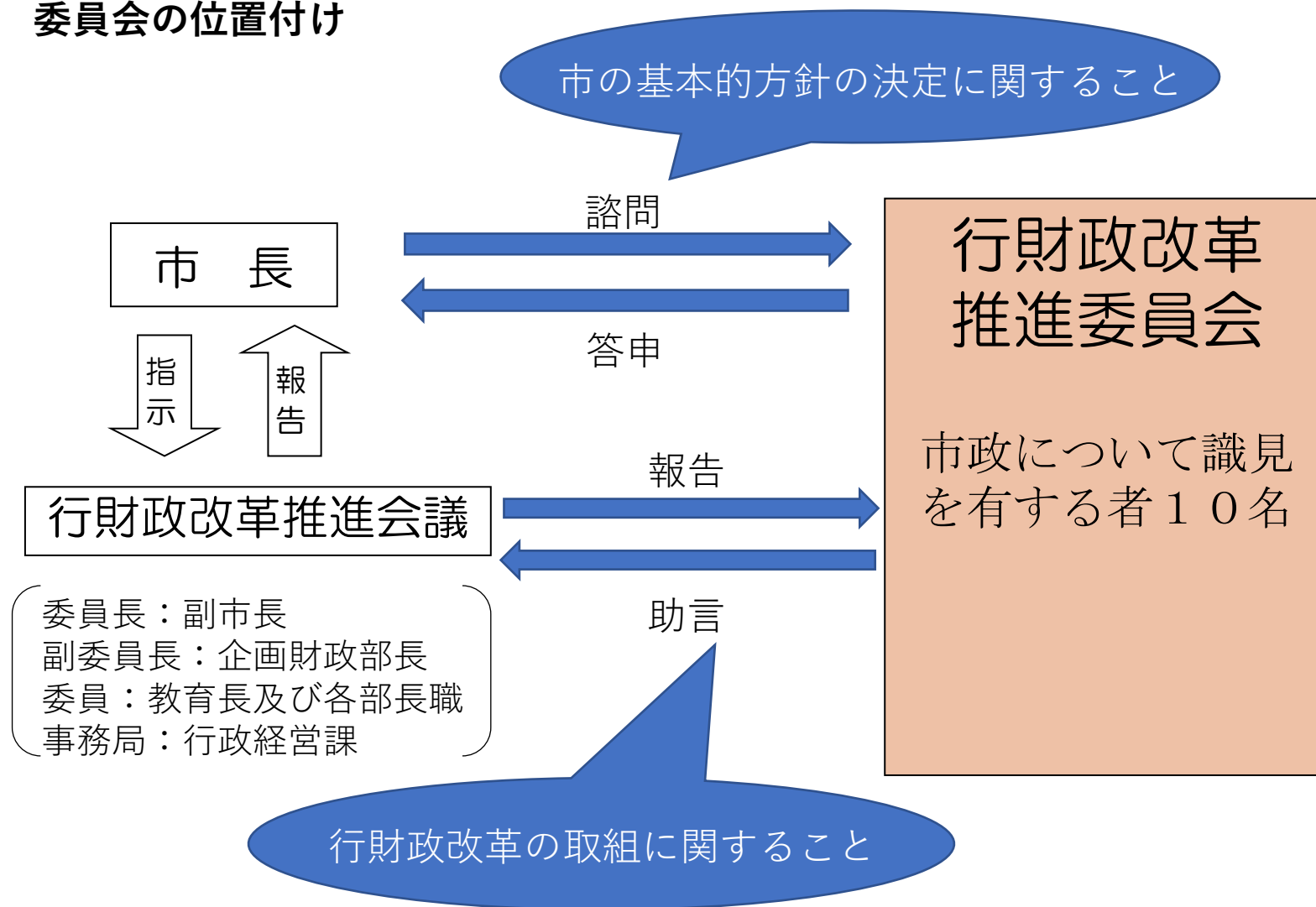
【所掌事務】

市長の諮問に応じ、本市の行財政改革の推進に関し必要な事項を調査審議する。



- (1) 行財政改革の推進に関すること
- (2) 行財政改革指針に関すること
- (3) 行政評価に関すること など

2 委員会の位置付け



3 今後の行財政改革の取組

今後も人口の減少が進む中、高齢人口の割合は高くなるなど、医療・介護をはじめとした社会保障関連経費の増加など、本市を取り巻く財政状況はより一層厳しくなることが予想されます。この状況を踏まえながら、多様化する行政課題や市民ニーズに対応できる良質な行政サービスを提供するため、将来を見据えたさらなる行財政改革に取り組んでいきます。特に、令和6年度に始めた取組を振り返り、さらなる拡充を図っていきます。

(1) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- ・「行かない窓口」と「書かない窓口」の取組の推進
- ・RPA、AIを活用した業務の効率化

(2) 地区センターの機能拡充等

- ・住民異動や住民異動に伴う行政手続き、リモート福祉相談の利用促進
- ・行政手続きの機能拡充

4 今年度の会議スケジュール（案）

	開催予定日	会議の主な内容
第1回	5月9日（金）	1. 行財政改革推進委員会について 2. 使用料・手数料の見直しについて 3. デジタル技術での市民の利便性向上と職員の業務負担軽減
第2回	10月3日（金） 15時から （予定）	1. 窓口受付時間の変更について